

# 国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター ユーザアカウントの利用・運用に関する要領

制定 平成21年11月27日

改正 平成22年 9月29日

平成28年 1月 6日

平成30年10月 2日

平成31年 3月27日

令和 3年11月11日

令和 4年 5月16日

## (趣旨)

第1条 この要領は、「国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター利用細則」(以下「利用細則」という)に基づき、国立大学法人東京外国語大学総合情報コラボレーションセンター(以下「センター」という)が管理するユーザアカウント(以下「アカウント」という)の利用・運用に関する取扱手順を示し、利用者の安全で快適な利用に資することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要領における次の用語は以下のとおり定義する。

### (1) 本学の役員

国立大学法人東京外国語大学学則(以下「学則」という)第1条の2に定められた役員が該当する。

### (2) 本学の教員

学則第9条に定められた教授、准教授、講師、助教が該当する。

### (3) 本学の教員等(常勤・非常勤)

第2号に該当しない教員等で、非常勤講師、特別招へい教員、外国人研究員、研究機関研究員、特別研究員、学振特別研究員、特定有期雇用職員(特定教員、特定外国語教員、特定研究員、特定外国語専門員)、フェロー、ジュニアフェロー等が該当する。

### (4) 本学の事務職員・技術職員、技能職員

学則第9条に定められた事務職員、技術職員、技能職員が該当する。

### (5) 本学の事務職員等(常勤・非常勤)

第4号に該当しない事務職員等で、非常勤職員、特定有期雇用職員(特定専門員、特定専門職員)等が該当する。

### (6) 本学の学生(正規生)

学則第13条の2に定められた課程に所属する学部学生、国立大学法人東京外国

語学大学院学則第4条に定められた課程に所属する大学院学生が該当する。

(7) 本学の学生（非正規生）

第6号に該当しない学生で、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、外国人留学生等が該当する。

(8) 留日センター（正規生）

学部進学留学生在が該当する。

(9) その他の身分

前各号以外の者で、センターが特別にアカウントの発行を認めた者。共同研究員、研究協力者、業務委託先の社員、派遣社員、謝金で雇用された者等が該当する。

(利用申請)

第3条 第2条第6号及び第7号及び第8号に該当する利用者を除き、アカウントを利用するためには、申請をしなければならない。なお、雇用期間などにより利用期間が予め定まっている場合は、申請時に利用期限を明記しなければならない。また、第2条第9号に該当する者が申請する場合は、受け入れ責任者等が署名をしなければならない。

(利用上の注意)

第4条 利用者は利用細則第15条に相当する行為をおこなってはならない。利用細則第15条に相当する行為をおこなったと判断される場合は、センターは利用細則第16条の措置を講ずる。

(利用期限、学認及びeduroamの利用可否)

第5条 アカウントの利用期限、学認及びeduroamの利用可否は、以下の表のとおり、身分種別で異なる。

身分種別	利用資格 取得要件	利用資格 喪失要件	学認 利用可否	eduroam 利用可否	備 考
役員	申請	退職	否	可	退職後は削除
教員（常勤）	申請	—	可	可	終身利用可
教員（非常勤）	申請	退職	可	可	退職後は削除
研究員（常勤）	申請	退職	可	可	退職後は削除
研究員（非常勤）	申請	退職	可	可	退職後は削除
事務職員等（常勤）	申請	退職	可	可	退職後は削除
事務職員等（非常勤）	申請	退職	否	否	退職後は削除
学生（正規生）	入学	出学	可	可	取得には授業/講習会の受講が必要 出学後は削除
学生（非正規生）	入学	出学	否	否	取得には講習会の受講が必要

					出学後は削除
留日センター (正規生)	入学	出学	可	可	取得には講習会の受講が必要 出学後は削除
留日センター (非正規生)	入学	出学	否	否	取得には講習会の受講が必要 出学後は削除
その他の身分	申請	センター が定める	センター が定める	センター が定める	利用資格喪失後は削除

2 前項において学認及びeduroamの利用を希望する者はセンター申し込みをしなければならない。なお、学認及びeduroamの利用が否となっている身分種別の者が利用を希望する場合は、センターがその可否を定める。

(利用延長)

第6条 利用期限前に利用期限を延長する事由が生じた場合は、別途センターに申請すること。センターは利用期限後の問い合わせには対応しない。

(交付制限)

第7条 利用者の身分が継続性をもって異動になった場合は、利用者は第6条に定める申請をし、旧身分のアカウントを継続して利用すること。センターは新身分のアカウントは交付しない。

(利用終了)

第8条 利用期限前に利用を終了する事由が生じた場合は、別途センターに申請すること。

(アカウントの削除)

第9条 利用者がアカウントの利用資格を喪失した場合、センターはアカウントを削除する。

センターは削除後の問い合わせには対応しない。

附 則

この要領は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 1月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 11月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 5月16日から施行する。